

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

- 一 搜索救助用位置指示送信装置の定義を定めること。  
(第二条関係)
- 二 船舶に施設する救命用無線設備の機器として搜索救助用位置指示送信装置を追加し、当該装置を総務大臣の行う型式検定を要する機器とすること。  
(第十一条の四関係)
- 三 搜索救助用位置指示送信装置が具備すべき周波数を追加し、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき周波数を改めること。  
(第十二条関係)
- 四 義務船舶局に備えなければならない遭難自動通報設備の機器として搜索救助用位置指示送信装置を追加し、搜索救助用レーダートランスポンダとの選択を可能とすること。  
(第二十八条関係)
- 五 搜索救助用位置指示送信装置を使用して行う遭難通信の方法を定めること。  
(第三十六条の二及び別図第六号関係)
- 六 無線局に備付けを要する業務書類の一部に総務大臣が別に告示するところにより公表するものを追加すること。  
(第三十八条関係)

## 第二 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行すること。ただし、第三十八条の改正規定は、公布の日から施行すること。